

岡崎市における指定給水装置工事事業者の指定運用基準

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この運用基準は、岡崎市水道事業給水条例（昭和34年岡崎市条例第29号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、給水装置工事の施行に係る給水装置工事事業者の指定及びその施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この運用基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 給水装置工事の事業を行う者がその業務を営むために必要とする施設をいう。
- (2) 給水装置工事主任技術者 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第25条の5第1項の給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付を受けている者をいう。

第2章 給水装置工事事業者の指定等

(指定の申請)

第3条 条例第6条第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 条例第6条第1項の規定による指定を受けようとする者は、法及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。）で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を管理者たる市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 法人にあっては、その役員の氏名
- (3) 市の給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地並びに第9条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名及びその者が交付を受けている免状の交付番号
- (4) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- (5) 事業の範囲

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- (2) 次条第1項第3号オに該当しない者であることを誓約する書類
- (3) 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し
- (4) 免状の写し

(指定の基準)

第4条 管理者たる市長は、条例第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれ

にも適合していると認めるときは、同項の指定をするものとする。

(1) 事業所ごとに第9条第1項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置くものであること。

(2) 次に掲げる機械器具を有する者であること。

ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具

イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

エ 水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 第6条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 岡崎市暴力団排除条例（平成23年岡崎市条例第31号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

2 管理者たる市長は、前条第1項の指定をしたときは、速やかに、その旨を一般に周知するものとする。

（変更の届出等）

第5条 指定給水装置工事事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更のあったとき、又は事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、その旨を管理者たる市長に届け出なければならない。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 法人にあっては、役員の氏名

(4) 給水装置工事主任技術者の氏名又はその者が交付を受けた免状の交付番号

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から30日以内に次に掲げる書類を添えて、管理者たる市長に届け出なければならない。

(1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し

(2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類、第3号オに該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書

3 第1項の規定により事業の廃止、休止、又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したと

きは当該再開の日から 10 日以内に、管理者たる市長に届け出なければならない。

4 第 4 条第 2 項の規定は、第 1 項の場合に準用する。

(指定の取消し)

第 6 条 管理者たる市長は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 3 条第 1 項の指定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により第 3 条第 1 項の指定を受けたとき。
- (2) 第 4 条第 1 項各号に適合しなくなったとき。
- (3) 第 5 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第 9 条各項の規定に違反したとき。
- (5) 第 10 条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事業の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 第 11 条の規定による管理者たる市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 第 12 条の規定による管理者たる市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(指定の停止)

第 7 条 前条の規定に該当する場合において、指定給水装置工事事業者に参酌すべき特段の事情があるときは、管理者たる市長は、指定の取り消しに替えて、6 月を越えない期間の範囲内において、その効力を停止することができる。

第 3 章 給水装置工事主任技術者

(給水装置工事技術者の職務等)

第 8 条 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号。以下「政令」という。）で定める基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し、管理者たる市長と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。

ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

イ 第 10 条第 2 号に掲げる工事に係る工法、工期その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整

ウ 給水装置工事（単独水栓の取替え及び補修並びにパッキンその他給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）を除く。第 10 条第 1 号及び第 6 号において同じ。）を完了した旨の連絡

2 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に

従わなければならない。

(給水装置工事主任技術者の選任等)

第9条 指定給水装置工事事業者は、第3条第1項の指定を受けた日から14日以内に事業所ごとに、給水装置工事主任技術者を選任し、遅滞なく、その旨を管理者たる市長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

2 指定給水装置工事事業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは、その日から14日以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任し、遅滞なく、その旨を管理者たる市長に届け出なければならない。

3 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の給水装置工事主任技術者が同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の給水装置工事主任技術者が当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となった場合においても、その職務を行うに当たり特に支障がないときは、この限りではない。

第4章 指定給水装置工事事業者

(事業の運営に関する基準)

第10条 指定給水装置工事事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

(1) 給水装置工事ごとに、前条第1項又は第2項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して第8条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。

(2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技術を有する者を従事させ、又はその者に当該工事を従事する他の者を実施に監督させること。

(3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ管理者たる市長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。

(4) 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

(5) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア 政令で定める基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

(6) 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

ア 施行主の氏名又は名称

イ 施行の場所

ウ 施行完了の年月日

エ 給水装置工事主任技術者の氏名

オ 竣工図

カ 使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ 第8条第1項第3号の確認の方法及びその結果

(7) 第2号に規定する「適切に作業を行うことができる技能を有する者」とは、配水管への分水栓の取付、配水管のせん孔、給水管の接合等の一連の配水管から給水管を分岐する工事の作業及び当該分岐部から水道メーターまでの配管工事に係る作業について、配水管その他の地下埋設物に変形等の異常を生じさせることのないよう、適切な資機材、工法、地下埋設物の防護の方法を選択し、かつ正確に作業を実施することができる者をいう。

(給水装置工事主任技術者の立会い)

第11条 管理者たる市長は、指定給水装置工事事業者が施行した給水装置に関し、法第17条の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る工事を施行した給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第12条 管理者たる市長は、指定給水装置工事事業者に対し、その者が施行した給水装置工事に関し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第5章 雑則

(表彰)

第13条 管理者たる市長は、この運用基準の定めによる給水装置工事事業者の指定制度を円滑に実施する上で、その功績が著しく顕著であると認められる指定給水装置工事事業者を表彰することができる。

(講習会)

第14条 管理者たる市長は、給水装置の工事の施行に関する知識及び技術の向上を図るため、給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者を対象とする講習会を実施するものとする。

2 管理者たる市長は、前項の規定によりその他の給水装置工事に従事する者が同項の講習会を受講したときは、その者に対し別記様式による講習会を受講したことを証する書面を交付するものとする。

附則

この運用基準は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この運用基準は、平成25年4月1日から施行する。